

基勞発 1 2 1 6 第 1 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成 2 5 年 9 月 2 日付け福島労働基 0 9 0 2 第 4 号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

本件は、労働基準法施行規則第 3 5 条に定める業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

に発症した結腸がんの業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成25年12月13日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子







祖 父 江 友 孝

伴 信 彦





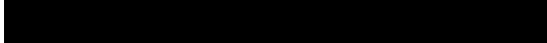
別 所 正 美

第1 事案の概要


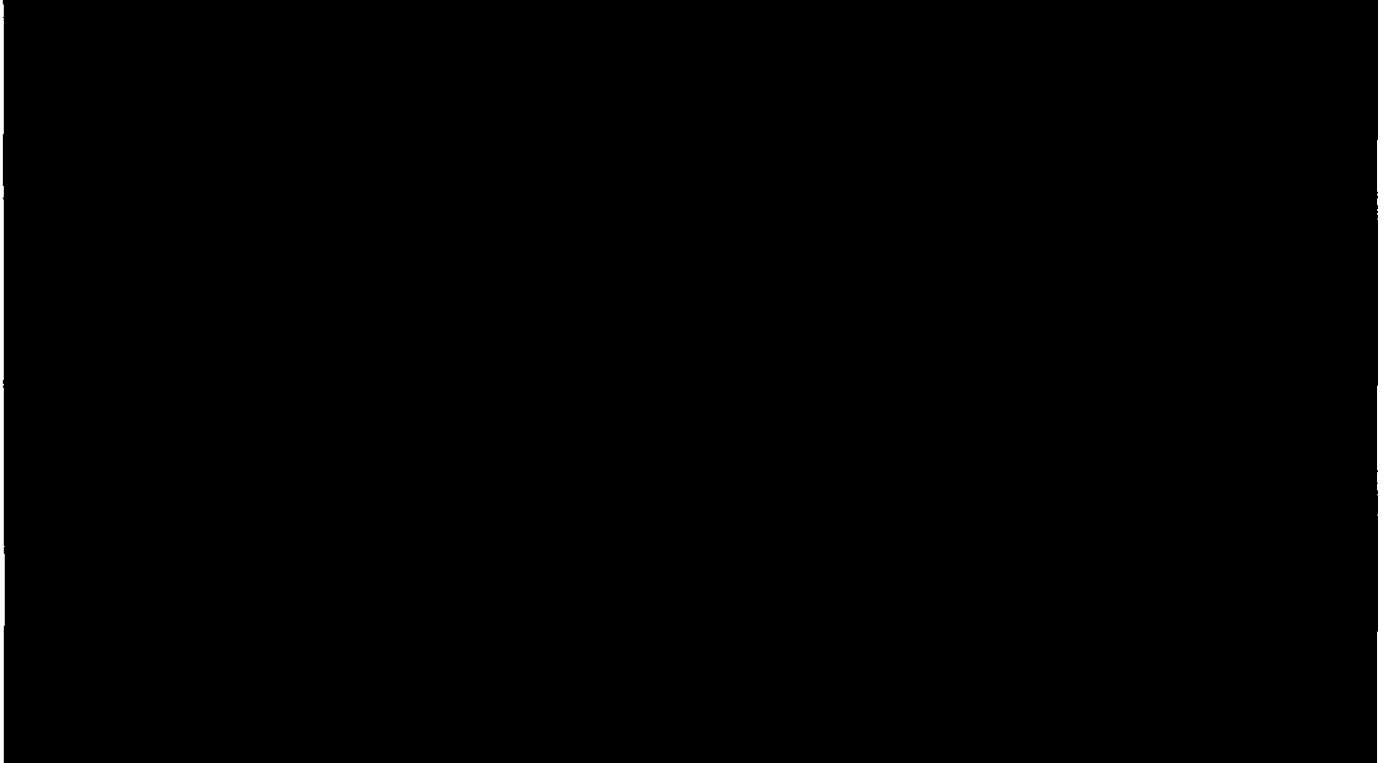
1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 
- (2) 生年月日 
- (3) 所属事業場 
- (4) 傷病名  結腸がん
- (5) 確定診断年月日 
- (6) 死亡年月日 
- (7) 労災請求年月日 平成24年11月1日(遺族補償給付等)

2 請求の趣旨

3 の放射線業務

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

第2 検討会の判断

1 〇〇の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

〇〇の累積外部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理記録より、〇〇と認められる。

(2) 内部被ばく

内部被ばくは、〇〇

2 業務上外について

(1) 〇〇の死亡原因について

〇〇は、〇〇で行われた病理組織の検査結果から、〇〇、同病院での主治医であった〇〇医師に〇〇結腸がん及び〇〇と診断された。

〇〇医師は、〇〇に〇〇の〇〇自ら行っており、また、主治医として〇〇の入院から死亡までの病状の経過を把握していると考えられるところ、死亡診断書の直接死因を〇〇結腸がんと記載し、他の原因については記載していないことから、当検討会としては〇〇医師の判断に基づき、〇〇の直接の死亡原因は〇〇結腸がんであると考えることが妥当と判断する。

なお、〇〇病院の〇〇医師は、〇〇の〇〇結腸がんと〇〇については、〇〇可能性が考えられるとしているが、直接の死亡原因については明確な意見を述べていない。

(2) 医学的知見について

当検討会は、平成24年9月、報告書「結腸がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」をとりまとめており、当該報告書の結論の要旨は以下のとおりである。

① 被ばく線量について

結腸がんを含む全固形がんを対象とした文献レビューでは、被ばく線量が100から200mSv以上において統計的に有意なリスクの上昇は認められるものの、100mSv未満での健康影響について言及することは困難であるとされている。

② 潜伏期間について

結腸がんに関する個別の文献では、短いもので被ばくから5年以降で発症リス

クの有意な増加が認められている。統計的に検出力の高い全固形がんを対象とした文献レビューでは、全固形がんの最小潜伏期間は5から10年程度であるとされている。

③ 放射線被ばく以外のリスクファクター

結腸がんには、放射線被ばく以外に、飲酒、肥満及び運動不足がリスクファクターとして知られている。

これによれば、結腸がんについて業務起因性を認める場合の累積被ばく線量は100mSv以上となり、かつ放射線被ばくから発症までの潜伏期間については、少なくとも5年を経過していることが必要となる。

(3) 結論

ア 上記(1)のとおり、 の直接の死亡原因は 結腸がんと判断されることから、本件の業務上外の判断は、上記(2)の医学的知見に基づき行うことが適当である。

発症時期は、 における病理組織の検査結果から確定診断がなされた
 とするのが妥当である。

イ の累積被ばく線量は であり、100mSvを大幅に下回る。

ウ の放射線業務開始（ ）から、 結腸がんの確定診断日（ ）までの期間は約 間であり、最小潜伏期間の5年を大幅に下回る。

エ 上記(2)の医学的知見に基づき検討した結果、 の 結腸がんの発症と放射線被ばくとの間には因果関係はないものと判断する。

以上、総合的に勘案すると、 に発症した 結腸がんは、放射線業務に起因したとはいえないと判断するのが妥当である。

